

甲賀市  
第 10 期介護保険事業計画  
・高齢者福祉計画  
・認知症施策推進計画  
〔骨子案〕

令和8年8月現在

甲 賀 市

## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 はじめに .....                    | 1  |
| 1. 計画策定の目的 .....                  | 1  |
| 2. 計画期間 .....                     | 1  |
| 3. 根拠法令と関連計画 .....                | 2  |
| 4. 法制度改正の流れ .....                 | 3  |
| 5. 策定の方法 .....                    | 4  |
| 第2章 市の現状 .....                    | 5  |
| 1. 日常生活圏域 .....                   | 5  |
| 2. 高齢者の人口 .....                   | 6  |
| 3. 要介護認定者数 .....                  | 8  |
| 4. 要介護認定者の認知症の状況 .....            | 10 |
| 5. 第9期計画の成果と課題 .....              | 11 |
| 第3章 計画の基本的方向 .....                | 12 |
| 1. 基本理念 .....                     | 12 |
| 2. 基本目標 .....                     | 13 |
| 3. 施策の体系 .....                    | 17 |
| 第4章 施策の展開 .....                   | 18 |
| 基本目標1 認知症施策の推進（認知症施策推進計画） .....   | 18 |
| 基本目標2 健康づくり・介護予防と生きがいつくりの推進 ..... | 21 |
| 基本目標3 安心して自分らしく暮らせる地域づくり .....    | 26 |
| 基本目標4 持続可能なサービス基盤の確保 .....        | 34 |
| 〔参考〕 施策項目の一覧 .....                | 40 |

# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の目的

甲賀市では、「甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、基本理念「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀 ～地域包括ケアシステムの深化～」をめざした取組を推進しています。

この計画の取組を継承しつつ、本市のすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、本市の高齢者福祉施策の基本的指針として、「甲賀市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画」を策定します。

## 2. 計画期間

計画期間は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間とします。

ただし、第1号被保険者介護保険料の見通しなど介護保険制度の安定運営のために必要な事項は、現役世代の急減が想定される令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持ち、必要な推計や方向性を計画内に示します。

### 計画期間

| 令和<br>西暦          | 年 度  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|                   | 9    | 10   | 11   | 12   | 13   | 14   | 15   | 16   | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   | 23   |
|                   | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 | 2039 | 2040 | 2041 |
|                   | 第10期 |      |      | 第11期 |      |      | 第12期 |      |      | 第13期 |      |      | 第14期 |      |      |
| 令和22年（2040年）を見据えて |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

### 3. 根拠法令と関連計画

#### (1) 根拠法令

##### ① 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する計画です。

##### ② 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、介護保険給付外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉に関する総合的な計画で、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定します。

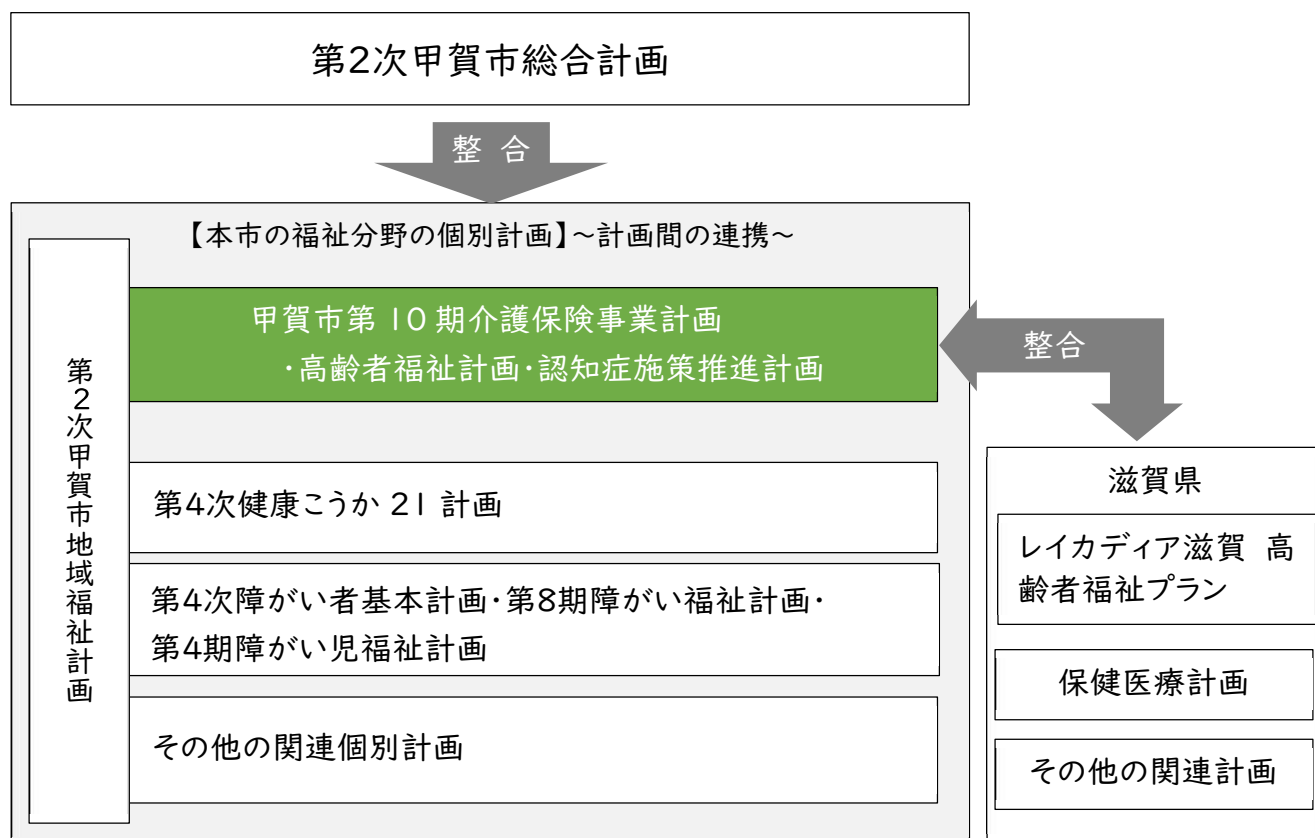
##### ③ 認知症施策推進計画

認知症施策推進計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条の規定に基づき、本市の認知症施策の総合的な指針として策定します。

#### (2) 関連計画

本計画の策定にあたっては、「第2次甲賀市総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図ります。

##### 関連計画



## 4. 法制度改正の流れ

介護保険制度は、平成 18 年の改正で「地域包括ケア」が制度化され、介護予防を重視した地域支援を推進していくこととなり、平成 27 年の改正では、在宅医療・介護連携をはじめとする「地域包括ケア」を強化する制度がはじまりました。第 10 期においても、これらをさらに深化させていく必要があります。

平成 27 年介護保険制度改正の概要

| 項目                          | 概要                                                                   |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 在宅医療・介護連携の推進              | 入退院時や急変時の医療と介護のスムーズな接続や、「看取り介護」などを強化                                 |
| 2 認知症施策の推進                  | 「認知症初期集中支援チーム」、「認知症地域支援推進員」などにより、認知症施策を強化                            |
| 3 生活支援体制整備事業の制度化            | 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」などにより、地域の生活支援の担い手を発掘・育成                     |
| 4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の制度化 | 自立支援強化や給付費の抑制を図るため、要支援 1・2 の方の訪問介護、通所介護を認定外で介護予防が必要な方とともに支援するサービスに移行 |

さらに、第 10 期計画の策定にあたっては、次のような制度改正等を踏まえた対応が必要となっています。

直近の法令の制定・改正の動向

| 項目             | 概要                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症基本法         | 令和 6 年 1 月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らし続けられる「共生社会」の実現が基本理念として位置付けられました。市町村は、認知症施策推進計画の策定に努めることとされており、認知症の人や家族の視点を重視しながら、理解促進、予防、医療・介護・福祉の連携、社会参加、権利擁護などを総合的かつ計画的に推進することが求められています。    |
| 令和 8 年介護保険法等改正 | 令和 8 年には、社会福祉法、介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法などを一括して改正する「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、人口減少社会を見据えた地域のサービス提供体制の確保、介護人材の確保・定着、権利擁護の充実などを進めることとなりました。                                                                     |
| 第 10 期計画の基本指針  | 都道府県・市町村の第 10 期介護保険事業（支援）計画の策定のための国の基本指針では、2040 年頃を見据えた中長期的な視点から介護サービス基盤を整備するため、「中山間・人口減少地域への対応」「在宅医療・介護連携の推進」「高齢者向け住まいの確保」「介護人材の確保・定着、生産性向上及び経営改善支援」などについて、第 9 期計画までの取組を発展させながら、計画に位置付けて推進することが求められています。 |

## 5. 策定の方法

### (1) 市民・事業所のニーズの把握

高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅の要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」、「介護サービス提供事業所調査」、「ケアマネジャー調査」の4種のアンケート調査のほか、認知症カフェ4か所での利用者インタビュー調査を行い、市民・事業所のニーズの把握に努めました。

### (2) 介護保険運営協議会における協議

本計画は、学識経験者、保健福祉施設の代表者、人権擁護関係団体の代表者、被保険者の代表者、費用負担者の代表者、保険医療機関の代表者及び福祉関係機関の代表者等からなる「甲賀市介護保険運営協議会」において検討・協議を行い策定します。

### (3) パブリック・コメントの実施

|          |
|----------|
| 実施内容入力予定 |
|----------|

## 第2章 市の現状

### 1. 日常生活圏域

「地域包括ケア」は、身近な「日常生活圏域」ごとに、高齢者の生活を支えるしくみをつくり、維持していくことです。

本市では、水口1・2、土山、甲賀、甲南、信楽の6つの圏域に5つの「地域包括支援センター」を設置し、相談支援やサービスの調整を進めています。

「日常生活圏域」と「地域包括支援センター」



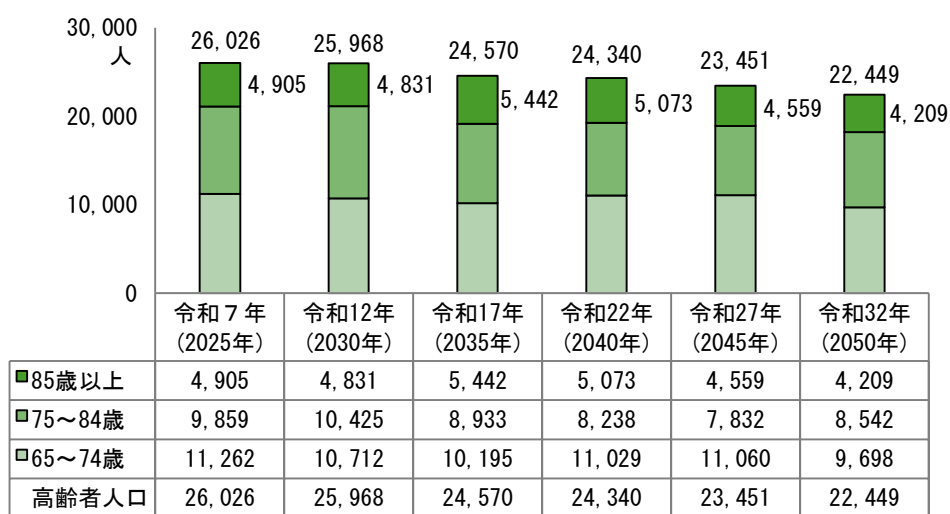
| センター名        | センターの住所                         | 圏域    | 備考              |
|--------------|---------------------------------|-------|-----------------|
| 水口地域包括支援センター | 水口町水口 5607 番地<br>(水口保健センター内)    | 水口1圏域 | 柏木地域、貴生川地域、綾野地域 |
|              |                                 | 水口2圏域 | 水口地域、岩上地域、伴谷地域  |
| 土山地域包括支援センター | 土山町北土山 1715 番地<br>(土山地域市民センター内) | 土山圏域  |                 |
| 甲賀地域包括支援センター | 甲賀町相模 173 番地 1<br>(甲賀地域市民センター内) | 甲賀圏域  |                 |
| 甲南地域包括支援センター | 甲南町野田 810 番地<br>(甲南地域市民センター内)   | 甲南圏域  |                 |
| 信楽地域包括支援センター | 信楽町長野 1251 番地<br>(信楽開発センター内)    | 信楽圏域  |                 |

## 2. 高齢者の人口

住民基本台帳による本市の令和7年12月現在の人口は86,870人で、65歳以上人口は26,026人、高齢化率は30.0%となっています。

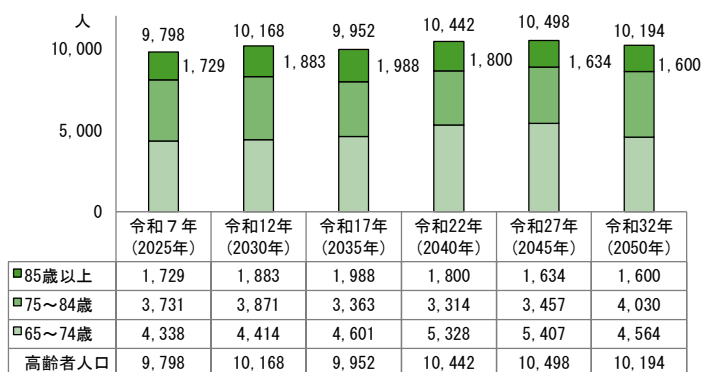
コーホートセンサス変化率法により、地域別の高齢者人口を推計すると、要介護者が多くなる85歳以上人口のピークは、市全体では令和17年（2035年）の5,442人で、5地域共に令和17年（2035年）がピークとなっています。65歳以上人口そのものは、市全体ではすでに減少傾向となっていますが、水口地域では令和27年（2045年）に、甲南地域では令和12年（2030年）にピークを迎える見込みです。

甲賀市全体の高齢者人口の推計



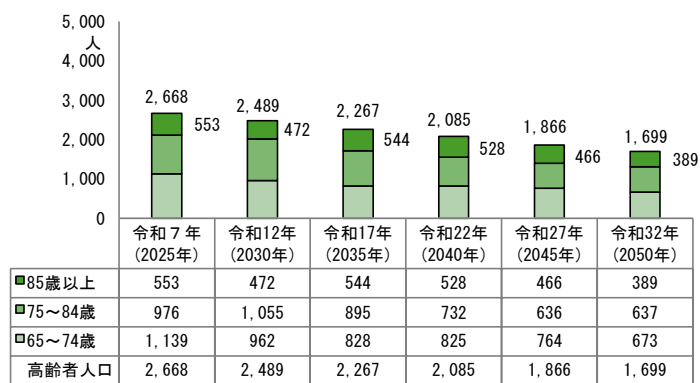
地域別の高齢者人口の推計

### <水口地域>

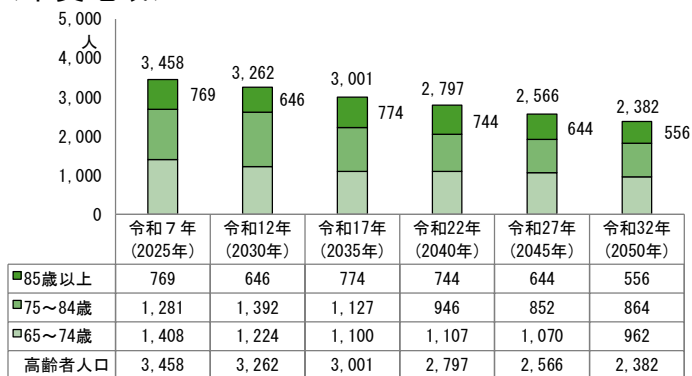


※令和2、7年の各12月の住民基本台帳人口をもとに暫定的に推計したものであり、今後、本計画に登載する推計値は、変わる可能性があります。

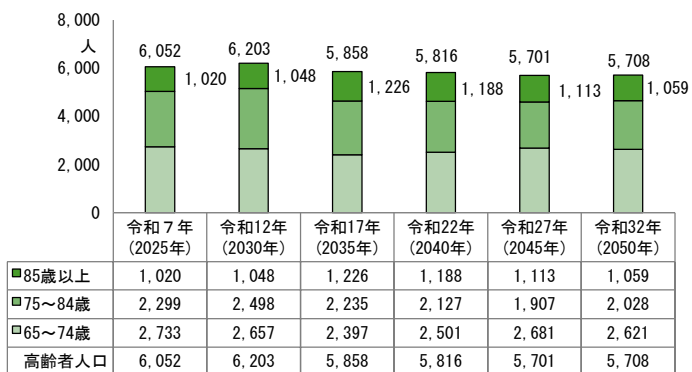
## <土山地域>



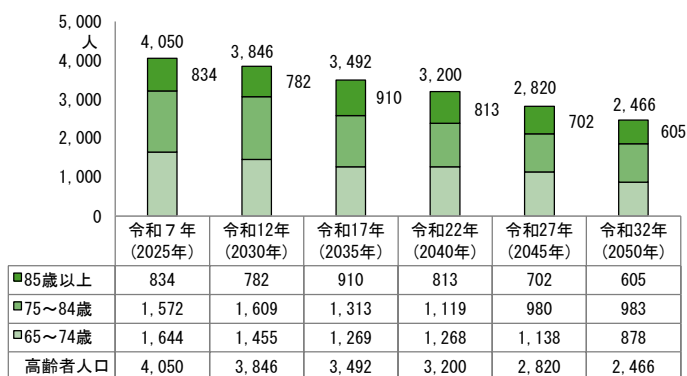
## <甲賀地域>



## <甲南地域>



## <信楽地域>



### 3. 要介護認定者数

本市の令和7年度の要介護認定者数（年度内平均値）は4,764人で、男性が1,513人、女性が3,251人（2023年）です。

第1号被保険者の要介護認定率は18.3%で、男性が13.0%、女性が22.6%です。

#### 令和7年度の要介護認定者数

##### 男性

|                | 合計    | 要支援<br>1・2 | 要介護<br>1・2 | 要介護<br>3～5 |
|----------------|-------|------------|------------|------------|
| 第1号被保険者の要介護認定者 | 1,513 | 366        | 602        | 545        |
| 65～69歳         | 67    | 25         | 20         | 22         |
| 70～74歳         | 142   | 30         | 60         | 52         |
| 75～79歳         | 270   | 73         | 111        | 86         |
| 80～84歳         | 294   | 79         | 113        | 102        |
| 85～89歳         | 374   | 88         | 157        | 129        |
| 90歳以上          | 366   | 71         | 141        | 154        |
| 第2号被保険者の要介護認定者 | 43    | 10         | 19         | 14         |
| 第1号被保険者の要介護認定率 | 13.0% |            |            |            |

##### 女性

|                | 合計    | 要支援<br>1・2 | 要介護<br>1・2 | 要介護<br>3～5 |
|----------------|-------|------------|------------|------------|
| 第1号被保険者の要介護認定者 | 3,251 | 783        | 1,176      | 1,292      |
| 65～69歳         | 52    | 12         | 21         | 19         |
| 70～74歳         | 114   | 42         | 39         | 33         |
| 75～79歳         | 325   | 111        | 98         | 116        |
| 80～84歳         | 578   | 190        | 214        | 174        |
| 85～89歳         | 870   | 236        | 344        | 290        |
| 90歳以上          | 1,312 | 192        | 460        | 660        |
| 第2号被保険者の要介護認定者 | 35    | 12         | 6          | 17         |
| 第1号被保険者の要介護認定率 | 22.6% |            |            |            |

##### 男女合計

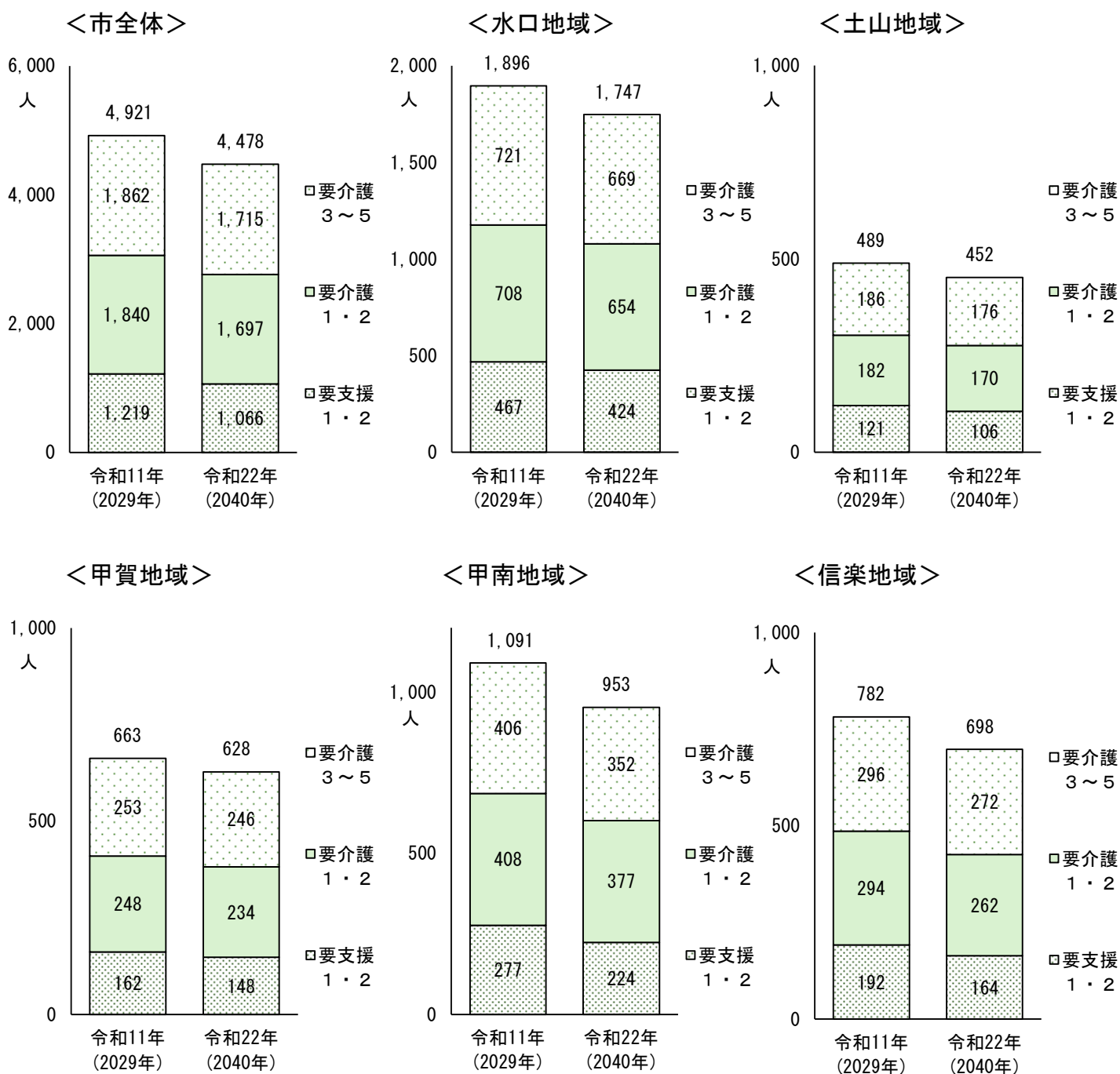
|                | 合計    | 要支援<br>1・2 | 要介護<br>1・2 | 要介護<br>3～5 |
|----------------|-------|------------|------------|------------|
| 第1号被保険者の要介護認定者 | 4,764 | 1,149      | 1,778      | 1,837      |
| 65～69歳         | 119   | 37         | 41         | 41         |
| 70～74歳         | 256   | 72         | 99         | 85         |
| 75～79歳         | 595   | 184        | 209        | 202        |
| 80～84歳         | 872   | 269        | 327        | 276        |
| 85～89歳         | 1,244 | 324        | 501        | 419        |
| 90歳以上          | 1,678 | 263        | 601        | 814        |
| 第2号被保険者の要介護認定者 | 78    | 22         | 25         | 31         |
| 第1号被保険者の要介護認定率 | 18.3% |            |            |            |

資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」より作成。

令和7年度の甲賀市全体の年齢5歳階級別・男女別・要介護度別の要介護認定率を令和11年度、令和22年度の地域別推計人口に乗じて、将来の地域別の要介護認定者数の理論値を算出すると、水口地域で令和11年度に1,896人、令和22年度に1,747人など、グラフのとおりとなっており、いずれの地域でも減少傾向となると予想されます。

なお、この推計は、全市で一律と仮定した要介護認定率が今後も一定である場合の理論値であり、各地域での将来的なサービス基盤の確保のための参考データとして算出したものです。

将来の地域別の要介護認定者数の理論値



## 4. 要介護認定者の認知症の状況

令和7年12月現在の要介護認定データをもとに、認知症高齢者の介護や見守りの必要性を判定する指標である「認知症高齢者の日常生活自立度」をみると、4,419人のうち、認知症状のため、家庭外では見守りが必要なことがある「Ⅱa」以上が約3分の2の2,937人となっており、日中の介護必要な「Ⅲa」以上も3割近くの1,234人にのぼります。

「Ⅲa」以上の地域別の人数は、水口地域456人、土山地域139人、甲賀地域165人、甲南地域271人、信楽地域191人で、構成比には大きな差はみられない状況です。

要介護認定者のうち、認知症の人の数

|    | 総計    |      | 水口地域  |      | 土山地域 |      | 甲賀地域 |      | 甲南地域 |      | 信楽地域 |      |
|----|-------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|    | 人数    | 割合   | 人数    | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   |
| 自立 | 674   | 15%  | 255   | 16%  | 82   | 16%  | 96   | 16%  | 153  | 16%  | 86   | 12%  |
| I  | 808   | 18%  | 286   | 18%  | 77   | 15%  | 124  | 20%  | 173  | 18%  | 143  | 21%  |
| Ⅱa | 808   | 18%  | 316   | 19%  | 91   | 18%  | 114  | 19%  | 162  | 17%  | 121  | 17%  |
| Ⅱb | 895   | 20%  | 314   | 19%  | 110  | 22%  | 106  | 18%  | 205  | 21%  | 153  | 22%  |
| Ⅲa | 901   | 20%  | 333   | 20%  | 110  | 22%  | 117  | 19%  | 192  | 20%  | 140  | 20%  |
| Ⅲb | 120   | 3%   | 49    | 3%   | 12   | 2%   | 17   | 3%   | 20   | 2%   | 20   | 3%   |
| IV | 208   | 5%   | 73    | 4%   | 16   | 3%   | 31   | 5%   | 57   | 6%   | 30   | 4%   |
| M  | 5     | 0%   | 1     | 0%   | 1    | 0%   | 0    | 0%   | 2    | 0%   | 1    | 0%   |
| 合計 | 4,419 | 100% | 1,627 | 100% | 499  | 100% | 605  | 100% | 964  | 100% | 694  | 100% |

〔再掲〕

|     |       |     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| Ⅱ以上 | 2,937 | 66% | 1,086 | 67% | 340 | 68% | 385 | 64% | 638 | 66% | 465 | 67% |
| Ⅲ以上 | 1,234 | 28% | 456   | 28% | 139 | 28% | 165 | 27% | 271 | 28% | 191 | 28% |

※令和6年6月から令和7年12月までに申請・更新された要介護認定者データを用いて集計しており、要介護認定者の9割程度のデータとなっているが、全数ではない。

※総計には住所地特例による市外在住者を含む。

〔参考〕「認知症高齢者の日常生活自立度」のランク

| ランク | 状態の目安                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| I   | 認知症はあるが、日常生活はほぼ自立しており、家庭や社会生活に支障は少ない。                                        |
| Ⅱa  | 認知症状のため、家庭外では見守りが必要なことがある。                                                   |
| Ⅱb  | 認知症状のため、家庭内でも見守りが必要なことがある。                                                   |
| Ⅲa  | 認知症状のため、日中を中心に介護が必要。着替えや食事、排泄などで支援が必要なことが多い。                                 |
| Ⅲb  | 認知症状のため、夜間を中心に介護が必要。徘徊や昼夜逆転などへの対応が必要なことが多い。                                  |
| IV  | 認知症状のため、日常生活全般にわたり常時介護が必要。                                                   |
| M   | 著しい精神症状や行動・心理症状（BPSD）または重篤な身体疾患があり、専門医療を必要とする状態。Mは医療の必要性を示しており、最重度の状態とは限らない。 |

※平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局通知

## 5. 第9期計画の成果と課題

第9期計画では、5つの基本的方向に沿って施策を推進しました。主な成果・課題は以下のとおりです。

### 「基本的方向1 健康づくり・介護予防の推進」の取組

疾病の重度化防止などの取組を重点的に進めるとともに、フレイル予防の普及啓発や通いの場への支援など、高齢者が主体的に介護予防に取り組める環境づくりに努めました。今後は、健康無関心層への働きかけや参加率向上、フレイル予防のさらなる充実が課題となっています。

### 「基本的方向2 在宅生活を支えるしくみづくり」の取組

地域包括支援センターを中心とした相談支援や地域ケア会議、多機関連携による在宅生活支援体制の充実が図られました。今後も、在宅医療・介護連携や生活支援体制整備など、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援を一層充実していくことが求められます。

### 「基本的方向3 認知症施策の推進」の取組

相談窓口や認知症ケアパスの周知、認知症予防の取組、認知症カフェや研修を通じて、理解促進と地域支援体制の充実が図られました。一方、MC I段階での早期受診や支援への円滑な接続、本人・家族支援のさらなる充実が課題となっています。

### 「基本的方向4 生きがい・地域づくりの推進」の取組

甲賀共生100歳大学やサロンなど、高齢者の学びや交流、生きがいづくりの多様な活動が行われています。今後は参加者や担い手の拡大を図るとともに、多世代交流や地域活動への主体的な参画を一層促進していく必要があります。

### 「基本的方向5 安全・安心な暮らしの推進」の取組

避難行動要支援者対策をはじめ、高齢者の安全・安心を支える取組を推進しました。今後も、地域の見守りネットワークの一層の充実や権利擁護支援の強化など、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めることが求められます。

### 「基本的方向6 介護サービスの充実」の取組

介護人材の確保・定着に向けた取組や、ケアプラン点検、事業所指導などを進めました。今後も、介護人材の安定的な確保・定着を図るとともに、介護サービスの質の維持・向上に取り組むことが求められます。

# 第3章 計画の基本的方向

## 1. 基本理念

本市では、「第2次甲賀市総合計画」に未来像「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を掲げ、すべての人の人権が尊重され、人と人とのつながりや心のふれあいが生まれ、誰もが生きがいを持って、健康で安心して暮らせるまちを目指しています。

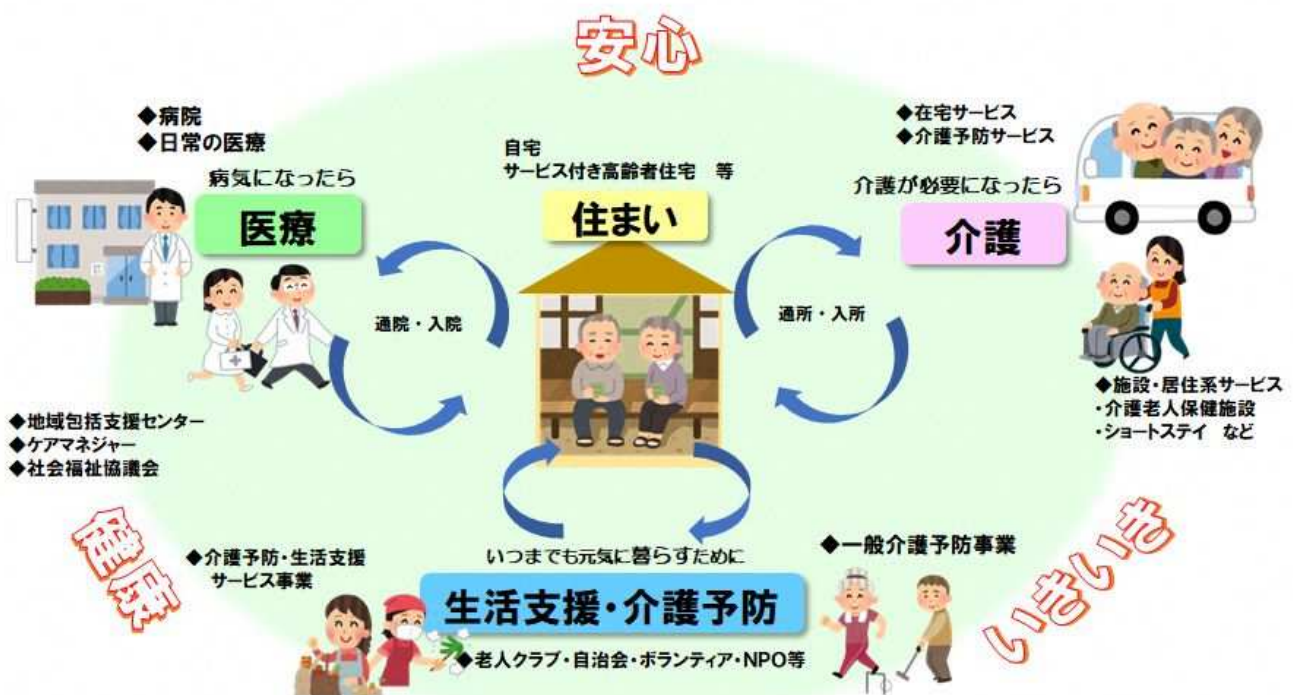
また、「第2次甲賀市地域福祉計画」では、「人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを 未来へつなぐまち あい甲賀」を基本理念に、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」を目指しています。

本計画は、これらと整合を図りつつ、「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀 ～地域包括ケアシステムの深化～」を基本理念に、高齢者が社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍し、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自立した生活ができ、いつまでも安心して暮らせるまちを目指し、地域全体で高齢者を支えるしくみである地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

### 【基本理念】

みんなでつくり育てる  
健康・いきいき・安心のまち あい甲賀  
～地域包括ケアシステムの深化～

### 【本市の地域包括ケアシステムが目指す姿】



地域包括ケアシステムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定

## 2. 基本目標

この基本理念を実現するために、4つの基本目標を掲げます。

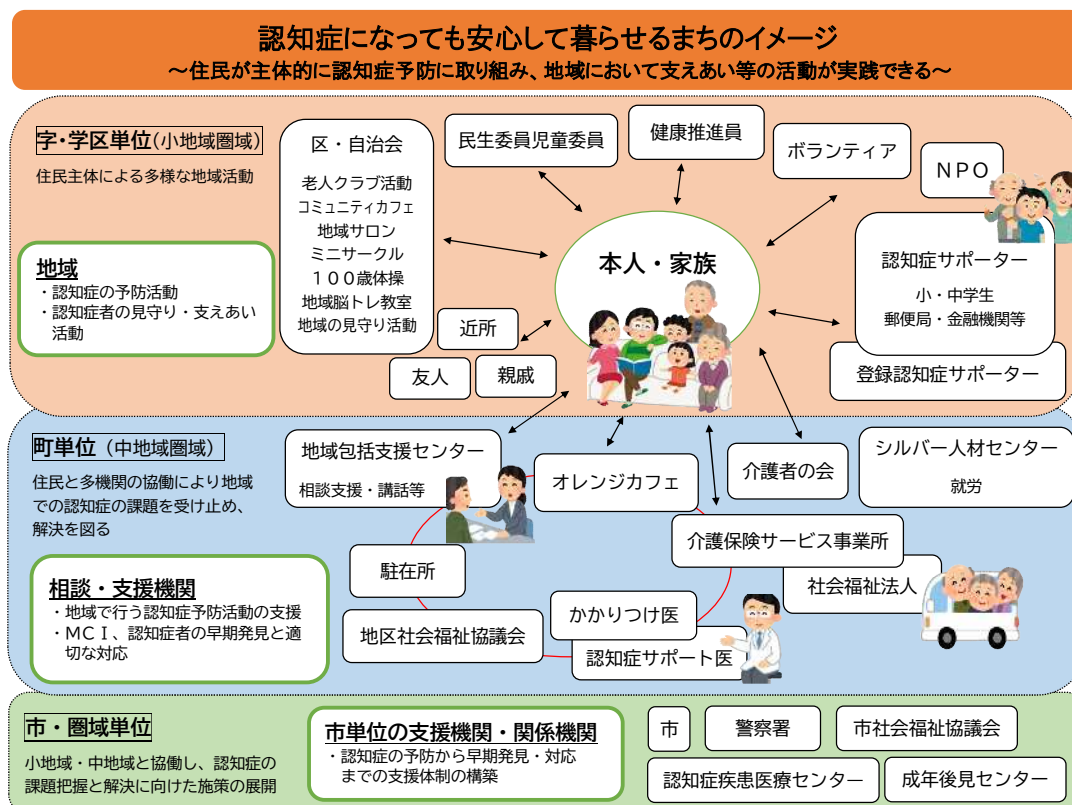
### 基本目標1

#### 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

めざす姿：認知症になっても地域で安心して暮らすことができる

認知症になっても希望を持って住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との共生と予防を一体的に推進します。認知症への理解促進や本人・家族への支援、地域での見守りや社会参加の促進を図るとともに、早期発見・早期対応から医療・介護・福祉サービスにつながる切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

#### 甲賀市の認知症施策の全体イメージ



めざす姿：高齢になっても健康でいきがいをもって暮らすことができる

人生 100 年時代を迎え、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができるよう、健康づくりや介護予防を推進するとともに、リエイブルメント（できることを増やす支援）の考え方を取り入れながら、生活機能の維持・向上と健康寿命の延伸を目指します。

また、高齢者が培ってきた知識や経験を生かして地域で活躍し、生きがいや役割を持って社会参加できるよう、生涯学習や就労、ボランティア活動などを支援するとともに、地域における支え合いの体制づくりを進めます。

## リエイブルメントの考え方

「してあげる支援」から「できるようになる支援」へ



## 基本目標3

## 安心して自分らしく暮らせる地域づくり

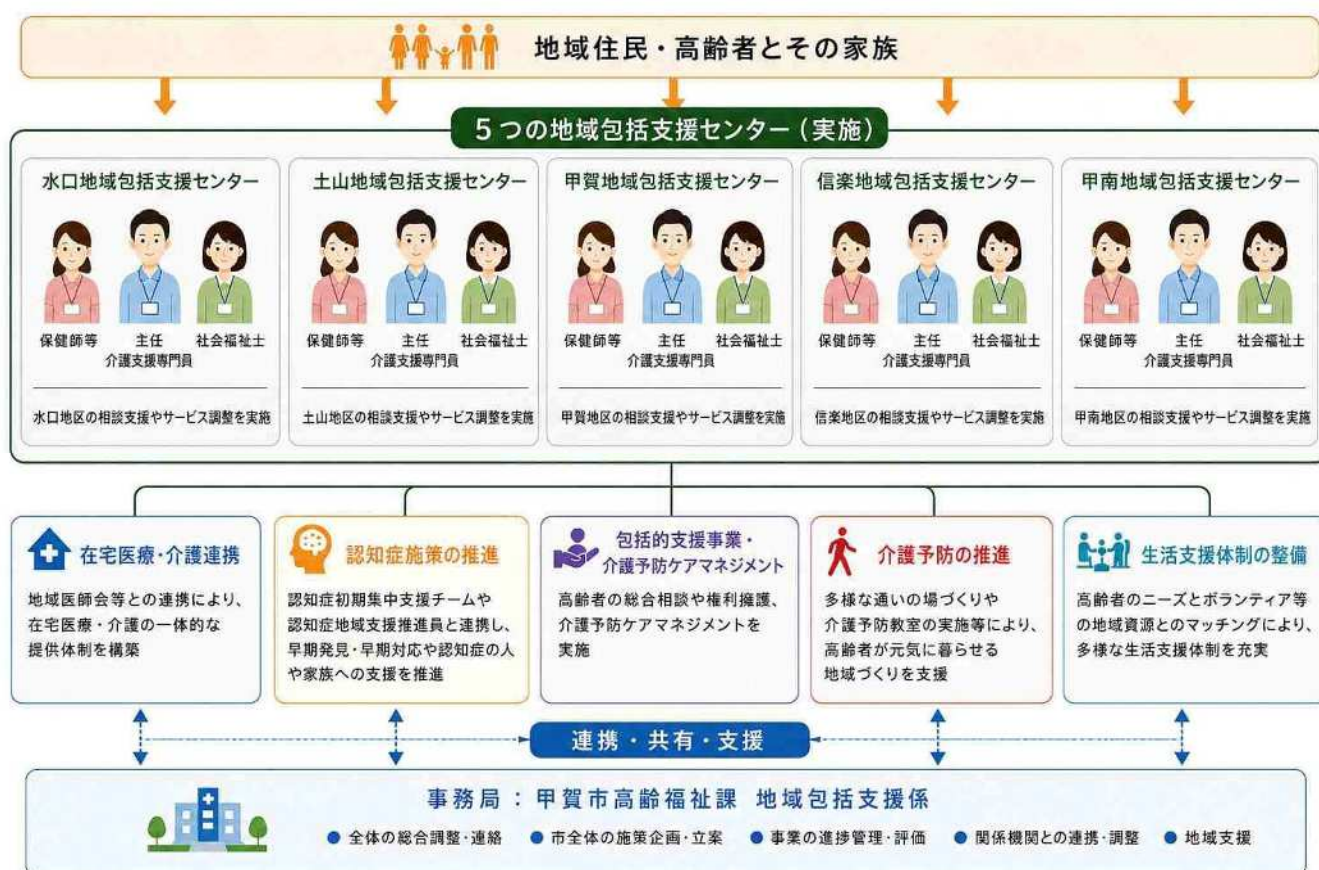
めざす姿：住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を送ることができる

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、困ったときに身近に相談でき、必要な支援につながる体制が重要です。

地域包括支援センターを中核として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等の機能を充実させるとともに、重層的支援体制整備事業との連携を図り、複雑化・複合化する生活課題に対応する包括的な支援体制づくりを進めます。

また、生活支援サービスや地域の支え合い、見守り、災害時の支援、消費者被害防止、感染症対策、住まいの情報提供などを総合的に推進し、高齢者一人ひとりの権利が尊重され、安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

### 地域包括支援センターの業務内容



## 基本目標4

## 持続可能なサービス基盤の確保

めざす姿：要介護状態になっても必要な支援を受けながら安心して暮らしていける

要介護状態になっても、必要な介護サービスを安心して利用しながら、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護人材の確保・定着、医療と介護の連携、介護保険制度の適正な運営を一体的に進めることが重要です。

多様な人材の参入促進や働きやすい職場づくり、介護現場の生産性向上など、人材の確保・育成・定着のさらなる取組を進めるとともに、在宅医療・介護連携の充実、介護サービスの質の向上、介護給付の適正化などを進め、将来にわたり持続可能なサービス基盤の確保に取り組みます

### 「持続可能なサービス基盤の確保」の施策展開イメージ



### 3. 施策の体系

4つの基本目標のもと、14本の基本施策を掲げます。

施策の体系

| 基本理念                                                 | 基本目標                        | 基本施策                   |
|------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| <b>みんなでつくり育てる健康・いきいき・安心のまち あい甲賀</b><br>地域包括ケアシステムの深化 | 1 認知症施策の推進<br>(認知症施策推進計画)   | (1) 認知症地域支援の推進         |
|                                                      |                             | (2) 認知症予防・認知症ケアの推進     |
|                                                      | 2 健康づくり・介護予防と<br>生きがいづくりの推進 | (3) 疾病予防と健康づくりの推進      |
|                                                      |                             | (4) 一般高齢者の介護予防の推進      |
|                                                      |                             | (5) 要支援者・事業対象者の介護予防の推進 |
|                                                      |                             | (6) 生きがい活動の促進          |
|                                                      | 3 安心して自分らしく<br>暮らせる地域づくり    | (7) 地域包括支援センターの機能強化    |
|                                                      |                             | (8) 多様な生活課題への対応        |
|                                                      |                             | (9) 権利擁護と意思決定支援の推進     |
|                                                      |                             | (10) 安全な生活の確保          |
|                                                      |                             | (11) 多様な住まいの確保         |
|                                                      | 4 持続可能なサービス<br>基盤の確保        | (12) 介護人材の確保・定着        |
|                                                      |                             | (13) 医療・介護連携の推進        |
|                                                      |                             | (14) 介護保険制度の安定運営       |

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

#### （Ⅰ）認知症地域支援の推進

めざす姿：地域の支えにより、認知症の本人も家族も安心して生活できる

認知症になっても希望を持って住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人を一人の生活者として尊重する「新しい認知症観」のもと、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、地域全体で支える共生社会の実現を目指します。認知症への理解促進や本人・家族への支援を進めるとともに、地域における見守りや支え合いの体制づくりを推進し、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

##### ① 認知症への理解促進と本人・家族への支援

認知症に対する正しい理解の普及啓発を進めるとともに、認知症の人やその家族が安心して交流や相談ができる認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポートなどの充実を図ります。また、若年性認知症を含め、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、本人と家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

##### ② 地域で支える体制づくり

認知症地域支援推進員を中心に、認知症サポーターやチームオレンジ、生活支援コーディネーター、在宅医療コーディネーターなど多様な関係者が連携し、地域ぐるみで認知症の人とその家族を支える体制づくりを進めます。

また、小地域ケア会議などを活用し、見守りや支え合いのネットワークの充実を図るとともに、地域で活躍する人材の育成や社会参加の促進に取り組みます。

##### ③ 認知症の人が安心して暮らせる環境づくり

認知症の人が安心して地域で生活できるよう、徘徊のおそれがある人への事前登録事業や関係機関との連携による早期発見体制を推進します。また、認知症高齢者個人賠償責任保険事業などにより、認知症の人とその家族が安心して生活できる環境づくりを進めます。

新しい認知症観：認知症を単に支えられる対象として捉えるのではなく、認知症になっても一人ひとりの意思や希望、能力が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。本人を中心とした支え合いの地域づくりを目指します。

## (2) 認知症の予防、認知症ケアの推進

めざす姿：認知症予防・早期対応に向けた取り組みにより、適切なケアを受けることができる

認知症の発症を遅らせ、進行を緩やかにするとともに、認知症になっても適切な支援を受けながら生活を継続できるよう、認知症予防から早期発見・早期対応、医療・介護・福祉による切れ目のない支援まで、一体的な取組を推進します。

### ① 認知症予防の推進

地域の通いの場や地域脳トレ教室などを活用し、コグニサイズや脳トレなど認知症予防の取組を推進します。また、軽度認知障害（MCI）の段階から適切な予防プログラムにつなげるなど、認知症への移行を遅らせる取組を進めます。

### ② 早期発見・早期対応の推進

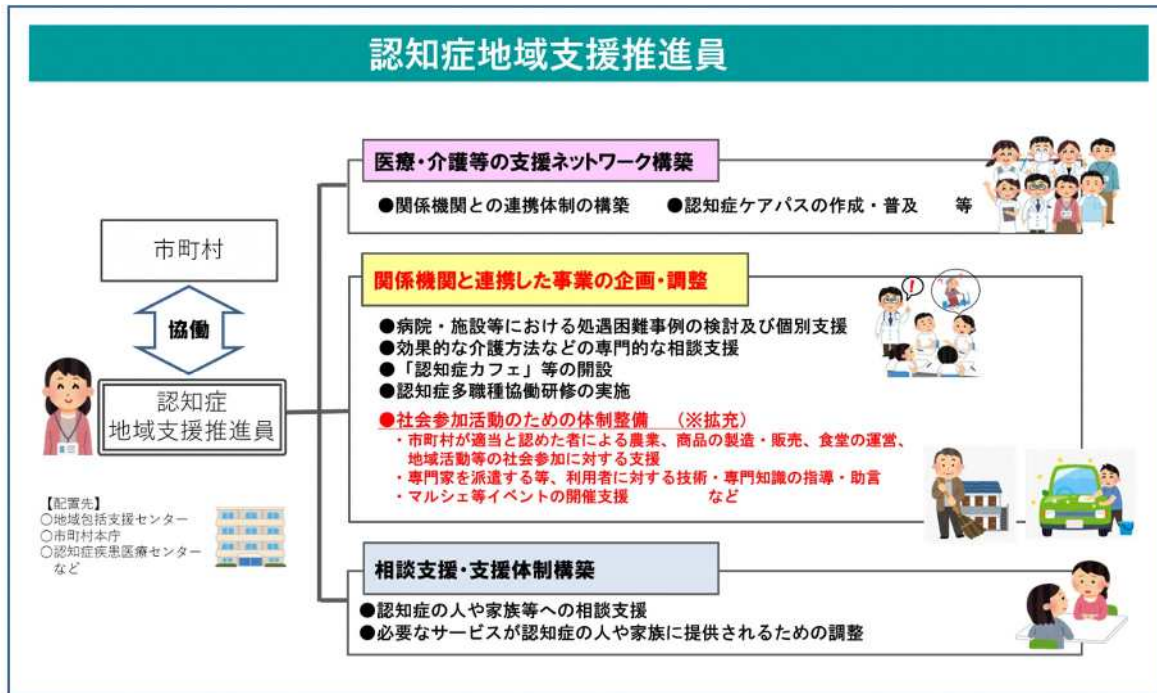
認知症に関する相談窓口や認知症ケアパスの周知を進めるとともに、軽度認知障害（MCI）の早期発見・早期対応や認知症初期集中支援チームの活用により、必要な人が適切な時期に医療や介護サービスにつながる体制の充実を図ります。

### ③ 医療・介護・福祉の連携による切れ目のない認知症ケアの推進

認知症の状態や本人・家族の意向に応じて、必要な医療・介護・福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、認知症疾患医療センターや地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

また、認知症ケアパスを活用した相談支援の充実を図るとともに、本人の意思決定支援やACP（人生会議）、権利擁護の取組を推進し、自分らしい暮らしを支える体制の充実を図ります。

〔参考〕認知症地域支援推進員とは



厚生労働省資料より（令和元年度）

〔参考〕人生会議とは

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？

もしものときのために  
ACP 人生会議 「人生会議」

～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～  
11月30日（い・い・国取り・暮られ）は人生会議の日

話し合いの進めかた（例）

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

あなたが大切にしていることは何ですか？

あなたが信頼できる人は誰ですか？

信頼できる人や医療・ケアチームと話し合いましたか？

話し合いの結果を大切な人たちに伝えて共有しましたか？

心身の状態に応じて意思は変化することがあるため、何度でも繰り返し考え、話し合いたしましょう。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組を「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02783.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html)

## 基本目標 2 健康づくり・介護予防と生きがいづくりの推進

### (3) 疾病予防と健康づくりの推進

めざす姿：高齢者が、体力に応じて健康づくり活動を継続し、疾病の早期発見・重症化防止につながっている

健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、生活習慣病の予防やフレイル予防をはじめ、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。地域のつながりを生かした健康づくりを推進するとともに、健診や保健指導による疾病の早期発見・重症化予防を進めます。また、高齢者の心身の状態に応じた健康づくりや保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、健康づくりから介護予防につながる取組の充実を図ります。

#### ① 地域のつながりによる健康づくりの推進

健康推進員をはじめとする地域の担い手を育成するとともに、地域団体や関係機関と連携し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

また、ウォーキングや運動、健康教室など身近な健康づくりの場の充実や情報提供を進めるとともに、ICTの活用など新たな手法も取り入れながら、楽しみながら継続できる健康づくりを支援します。

#### ② 疾病予防の推進

生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るため、食生活や運動、口腔の健康などに関する普及啓発を進めます。また、健診や各種がん検診の受診促進、保健指導の充実、医療機関等との連携により、疾病の早期発見・早期治療につなげ、市民が継続して健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

#### ③ 保健事業と介護予防の一体的な推進

保健事業と介護予防を一体的・効果的に推進するため、KDBシステム等を活用して高齢者の健康課題を把握・分析し、必要な方への個別支援（ハイリスクアプローチ）等を通じて、一人ひとりの状態に応じた重症化予防やフレイル予防を進めます。

#### (4) 一般高齢者の介護予防の推進

めざす姿：一般高齢者が、生活機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を継続できる

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、フレイル予防や生活機能の維持・向上に継続して取り組むことが重要です。地域住民が主体となった介護予防活動や社会参加を促進するとともに、リハビリテーション専門職等の多職種が関わるリエイブルメントの考え方を取り入れ、一人ひとりの状態に応じた介護予防を推進します。

##### ① 介護予防対象者の適切な把握

高齢者や家族等の相談及び民生委員児童委員、健康推進員等地域の関係者並びに、関係機関からの実態把握等を通じて収集した情報等の活用により、認知機能の低下や筋力低下、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。

##### 介護予防対象者の適切な把握のための取組の内容

| 項目                | 内容                                                                                             |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非該当者実態把握事業        | 介護認定申請を行い、結果が非該当であった人を対象に、地域包括支援センターが訪問等で実態把握を行い、潜在化した課題を早期に発見し、予防的対応を行います。                    |
| 未利用者実態把握事業        | 要支援認定を受けたがサービス未利用であった人を対象に、地域包括支援センターが訪問等で実態把握を行います。本人の状況の悪化予防、介護者の負担軽減、虐待の早期発見の視点で予防的対応を行います。 |
| 基本チェックリストを用いた実態把握 | 保健師等が訪問や面談によりスクリーニングを実施し、要介護状態となるおそれのある人を早期に発見し、必要なサービスや社会資源につなげて要介護状態となることを予防します。             |

##### ② 介護予防普及啓発事業

出前講座や地域団体からの依頼を通じて、フレイル予防や認知症予防、口腔機能低下予防の啓発を行います。

広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ、パンフレット等の様々な情報媒体を通じて情報提供や啓発活動に努めます。

民生委員・児童委員や区長、健康推進員、自治振興会・まちづくり協議会など地域の組織と連携・協力し、介護予防の普及啓発に努めます。

### ③ 地域介護予防活動支援事業の推進

地域住民が主体となって介護予防に取り組めるよう、「いきいき百歳体操」の普及や住民主体の通いの場の充実を図るとともに、介護予防活動を実施する団体への支援や運営リーダー同士の情報共有・交流、介護予防に関する学習機会の提供などを通じて、自主的・継続的な活動を支援します。

地域介護予防活動支援事業の主な内容

| 項目              | 概要                                                                                                                                                             |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いきいき百歳体操普及啓発事業  | 高齢期における健康づくり及び軽度者が重症化せずに自立した生活が送れるように筋力向上に取り組むことで、介護予防を図ります。また、「いきいき百歳体操」を地域に広く普及し、地域において継続して取り組む団体の支援を図り、高齢者の社会参加の促進と、高齢者がいきいきと生活し続けることができる地域を目指します。          |
| 高齢者介護予防事業費補助金交付 | 介護予防活動を行い、補助金交付要綱の基準を満たす団体に対して、補助を行います。また、交付団体の視点に立って高齢者の自立支援を促し、生きがいを持つことができるよう支援を行います。                                                                       |
| 住民主体の通いの場の充実    | 「地域住民が自助力・互助力を高め、軽度の支援が必要になっても元の元気なころの生活に戻れるようになる」ことを目指し、虚弱になっても元気な高齢者とともに活動できる地域（団体）の育成・支援を行います。通いの場の運営リーダー同士等が、通いの場の活動に関する情報共有や交流、健康づくりや介護予防に関する学習ができる場をつくりま |

### ④ 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、健康教育、自立支援型小地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等でのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

自立支援型小地域ケア会議では、リハビリテーション専門職等が、運動、栄養、口腔などについて助言を行うことにより、高齢者、事業対象者、要支援・要介護者の自立支援、介護予防に資するケアマネジメントを支援します。

地域リハビリテーション事業を進めるため、医療、介護等関係機関と連携を図ります。

## (5) 要支援者・事業対象者の介護予防の推進

めざす姿：要支援者・事業対象者がセルフマネジメントにより自立した生活が継続できる

要支援者や事業対象者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、一人ひとりの状態や生活課題に応じた介護予防サービスを提供します。リエイブルメントの考え方にに基づき、リハビリテーション専門職等の多職種が連携し、「できること」を増やす支援を進めるとともに、セルフマネジメントによる生活機能の維持・向上と自立した生活の継続を目指します。

### ① 訪問型サービスの充実

利用者一人ひとりの生活状況や心身の状態に応じて、必要な生活支援や介護予防を提供するとともに、本人ができることは自ら行えるよう支援し、自立した生活の継続を目指します。

リエイブルメントの考え方を取り入れた訪問型サービスC（短期集中支援）を推進し、リハビリテーション専門職等の支援により生活機能の改善とセルフマネジメントの定着を図ります。

### ② 通所型サービスの充実

生活機能の維持・向上や社会参加を目的として、一人ひとりの状態に応じた通所型サービスを提供します。

通所型サービスC（短期集中支援）では、リハビリテーション専門職等による集中的な支援を行い、サービス終了後も地域活動や通いの場などで継続して介護予防に取り組めるよう支援します。

## (6) 生きがい活動の促進

めざす姿：高齢者が、多様な活動に参加し、生きがいにつながっている

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、趣味や学習、スポーツ、ボランティア、就労など、自らの興味や経験を生かして社会とつながり、生きがいや役割を持つことが重要です。多様な社会参加の機会を充実するとともに、高齢者一人ひとりが地域の担い手として活躍できる環境づくりを進め、介護予防や健康づくりにもつながる生きがい活動を推進します。

### ① 生涯学習・生涯スポーツ活動の推進

社会教育課による夢の学習（公民館）事業、シルバー大学、地域共生社会推進課による甲賀共生100歳大学などを通じて、公民館やコミュニティセンターなど身近な地域で学びや交流の場を提供し、生涯学習やスポーツ活動への参加拡大に努めます。高齢者が学ぶだけでなく、講師や地域活動の担い手として知識や経験を生かし、地域で活躍できる環境づくりを進めます。

### ② 地域交流活動の推進

ふれあいいきいきサロンなど、高齢者が気軽に集い交流できる場の充実を図るとともに、運営を担う人材の育成や活動支援を進めます。また、多世代交流や参加支援事業などを通じて、人と人、人と地域とのつながりを広げ、誰もが役割を持って参加できる地域づくりを推進します。

また、多くの高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりの場として、また、地域課題の解決や世代間交流の場として、老人クラブの魅力ある活動の展開や加入促進を図ります。

### ③ 地域づくり活動への高齢者の参画の促進

ボランティアセンター等と連携し、高齢者が知識や経験を生かして地域活動やボランティア活動に参加できるよう支援します。また、一人ひとりの関心や能力に応じた活動につながる情報提供やコーディネートを行い、多様な主体が活躍できる環境づくりを進めます。

### ④ 就労の促進

高齢者が意欲や能力に応じて社会で活躍し、長年培ってきた知識や経験を地域や企業などで生かせるよう、多様な就労や社会参加を促進します。そのため、シルバー人材センターを中心に、就労相談や情報提供、就業機会の確保を進めるとともに、創業支援や就労支援機関との連携を図ります。

## 基本目標３ 安心して自分らしく暮らせる地域づくり

### (7) 地域包括支援センターの機能強化

めざす姿：高齢者が、困ったときに相談できる体制が整っている

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための身近な総合相談窓口として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを担っています。

高齢化の進展や相談内容の複雑化・複合化に対応するため、関係機関との連携や地域ケア会議の充実を図るとともに、業務の効率化や専門性の向上を進め、地域包括支援センターの機能強化を推進します。

#### ① 地域包括支援センターの機能充実

5つの地域包括支援センターが、高齢者やその家族にとって身近な総合相談窓口としての役割を十分に果たせるよう、保健師等・主任介護支援専門員・社会福祉士の三職種を中心としたチームアプローチや、医療・介護・福祉など関係機関との連携強化に努めます。

また、認知症や生活困窮、家族介護など相談内容の複雑化・複合化に適切に対応できるよう支援体制の充実を図るとともに、業務の見直しやICTの活用等により業務負担の軽減・効率化を進め、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

#### ② 地域ケア会議等の充実

全体会、小地域ケア会議部会、認知症対策及び権利擁護部会、特別給付判定部会などの地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じて、高齢者一人ひとりの課題解決や自立支援につなげるとともに、地域に共通する課題を把握・分析し、必要な施策や地域づくりにつなげます。

また、医療・介護・福祉などの多職種や地域関係者との連携を一層推進するとともに、重層的支援体制整備事業と連携し、支援会議や伴走支援などを活用しながら、複雑化・複合化した課題を抱える本人や世帯への切れ目のない支援に取り組みます。

### ③ 介護支援専門員への支援の推進

介護支援専門員の資質向上を図るため、研修や助言、地域資源に関する情報提供などを行います。また、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを推進するため、基本方針の共有やケアプラン作成への支援を行い、地域全体のケアマネジメントの質の向上を図ります。

### ④ 介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防ケアマネジメントでは、利用者一人ひとりの生活機能や生活課題に応じて適切な介護予防サービスを組み合わせ、自立した生活の継続を支援します。また、リエイブルメントの考え方を取り入れ、本人が主体的に目標を設定し、セルフマネジメントにつながる介護予防ケアマネジメントを推進します。

## (8) 多様な生活課題への対応

めざす姿：在宅で生活する高齢者が、安心して生活を継続できる

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的サービスだけでなく、地域住民や関係団体、民間事業者など多様な主体が連携し、生活課題に応じた支え合いの仕組みを充実させることが重要です。

介護保険制度の生活支援体制整備事業だけでなく、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業等も活用しながら、地域資源の把握や生活支援サービスの充実を図るとともに、高齢者自身も地域の担い手として活躍できる地域づくりを推進します。

### ① 地域資源の把握・コーディネート機能の充実

生活支援コーディネーターや協議体を中心に、介護保険制度の生活支援体制整備事業だけでなく、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業等も活用しながら、地域資源や生活課題の把握・分析を進めるとともに、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、認知症地域支援推進員、在宅医療・介護関係者等が連携し、必要な人に必要なサービスが届くよう地域資源のコーディネート機能の充実を図ります。また、高齢者が地域活動や支え合い活動に参加できるよう情報提供や普及啓発を進めます。

### ② 支え合い活動と担い手づくりの推進

生活支援コーディネーターと協議体を中心に、介護保険制度の生活支援体制整備事業だけでなく、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業等も活用しながら、地域住民やNPO、社会福祉法人、民間事業者など多様な主体が連携し、地域課題に応じた生活支援サービスの創出を進めます。ボランティアなど地域の担い手の育成や活動支援、サービス提供主体相互のネットワークづくりを進め、地域の支え合いによる持続可能な生活支援体制の構築を図ります。

### ③ 生活支援サービス・事業の推進

在宅生活を支えるため、交通費の助成、配食、介護用品購入費助成、日常生活用具の給付など、高齢者の生活課題に応じた生活支援サービスを実施します。また、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスにつながるよう、制度の周知と利用促進を図ります。

生活支援サービス・事業の概要

| サービス・事業名                   | 概要                                                                                                                     |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護認定者福祉車両運賃助成事業<br>〔高齢福祉課〕 | 在宅介護認定者でタクシー、コミュニティバス、信楽高原鐵道を利用する方に交通費の助成を行います。令和7年度 679 人利用。                                                          |
| 移動販売支援事業<br>〔高齢福祉課〕        | 買い物困難者の支援及び閉じこもりの解消、地域住民の交流の場となるよう、民間事業者の移動販売車による巡回販売の実施を支援します。令和7年度は 77 箇所を実施。                                        |
| 配食サービス事業<br>〔高齢福祉課〕        | 高齢者のみの世帯で、疾病などの理由で食事の用意ができない高齢者に弁当を配達するとともに、安否の確認を行います。令和7年度 79 人利用。                                                   |
| 家庭系ごみ排出困難者支援事業<br>〔生活環境課〕  | ごみを集積場や衛生センター等まで排出することが困難な高齢者又は障がい者の世帯を対象に、自宅の玄関先に出されたごみを戸別に収集し、日常生活における負担の軽減を図るとともに、ごみの排出状況により見守りを行います。令和7年度 111 人登録。 |
| 介護用品購入費助成事業<br>〔高齢福祉課〕     | 在宅高齢者等のための介護用品の購入費用の一部を助成します。令和7年度 1,332 人利用。                                                                          |
| 日常生活用具給付事業<br>〔高齢福祉課〕      | 65 歳以上の高齢者に対し、在宅の生活に必要な日常生活用具の購入費用の一部を助成します。令和7年度 25 件利用。                                                              |

## (9) 権利擁護と意思決定支援の推進

めざす姿：高齢者の権利が守られ、安心して自分らしく暮らせる

認知症高齢者や一人暮らし高齢者、身寄りのない高齢者の増加により、成年後見制度や意思決定支援、高齢者虐待防止など権利擁護の重要性が高まっています。

高齢者一人ひとりの尊厳と自己決定を尊重しながら、関係機関との連携による相談支援や成年後見制度の利用促進、高齢者虐待防止などを進め、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### ① 権利擁護支援体制の充実

成年後見センターや地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進を図ります。

また、意思決定支援を基本とし、認知症高齢者や身寄りのない高齢者など、多様な支援ニーズに対応できる権利擁護支援体制の充実を図ります。

### ② 高齢者虐待防止と権利侵害の防止

高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応を進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を強化します。また、消費者被害の防止やセルフネグレクトへの対応など、高齢者の権利侵害を防ぐ取組を推進するとともに、地域における見守り体制の充実を図ります。

権利擁護と意思決定支援に関する主な取組

| 区分       | 取組                                                |
|----------|---------------------------------------------------|
| 相談支援     | 地域包括支援センター、<br>甲賀・湖南権利擁護支援センターぱんじー、<br>甲賀市社会福祉協議会 |
| 成年後見制度   | 市長申立、報酬助成                                         |
| 日常生活自立支援 | 甲賀市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）               |
| 虐待対応     | 虐待相談、緊急保護                                         |
| 消費者被害防止  | 消費生活センターとの連携                                      |

## 1. (3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

### 見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け**、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



### 対応すべき新たな課題

#### 社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

#### 生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

### 見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）**とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）**し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

施行日：①法律の公布後2年以内に政令で定める日、②令和9年4月1日

5

資料：厚生労働省社会保障審議会介護保険部会令和8年6月29日参考資料1

〔参考〕成年後見制度に関する民法改正の概要（令和8年6月24日公布。施行日未定）

### これまで（現行制度）

- ✓一度利用すると原則終了できない
- ✓後見・保佐・補助の3類型
- ✓包括的な代理権
- ✓本人の状況が改善しても見直しが難しい
- ✓本人の意思より保護が重視される場面がある



### これから（改正後）

- ✓必要な事項について利用
- ✓必要な期間だけ利用
- ✓本人の意思決定支援を重視
- ✓状況に応じて変更・終了が可能
- ✓支援内容を柔軟に見直す仕組み

## (10) 安全な生活の確保

めざす姿：災害や事故など、もしもの時の備えが確保されている

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、災害や事故、犯罪などの様々なリスクに備え、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが重要となっています。

避難支援や見守り体制の充実をはじめ、消費者被害の防止や緊急時の支援体制の確保、デジタルを活用した情報提供など、安全・安心な暮らしを支える取組を推進します。

### ① 災害時の支援体制の充実

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用を進めるとともに、福祉避難所や関係機関との連携を強化し、災害時に配慮が必要な高齢者を支える体制を充実します。また、平時から地域における防災意識の向上や支え合い活動を推進します。

### ② 見守り・緊急時支援体制の充実

地域住民や民間事業者との連携による見守り活動を推進するとともに、緊急通報システムなどを活用し、一人暮らし高齢者等が安心して在宅生活を継続できる支援体制の充実を図ります。

### ③ 防犯・消費者被害防止・交通安全の推進

関係機関と連携し、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法などの被害防止に向けた啓発や相談体制の充実を図るとともに、地域での見守り活動を通じて犯罪被害の未然防止に取り組みます。また、運転免許証自主返納事業などを通じて、高齢者の交通安全を推進します。

### ④ 安全・安心に関する情報提供の充実

災害や感染症などの緊急時にも必要な情報が高齢者へ確実に届くよう、音声放送や広報紙、ホームページ、スマートフォンなど多様な媒体を活用した情報発信を進めるとともに、デジタルデバйд対策にも取り組みます。

## (11) 多様な住まいの確保

めざす姿：ニーズに応じて多様な住まいを選択できる

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて、適切な住まいを選択できる環境を整えることが重要です。

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、身寄りのない高齢者等の増加を踏まえ、多様な住まいに関する情報提供や住環境の整備を進めるとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、入居者の権利が守られ、適切なサービスが提供されるよう、関係機関と連携しながら適正な運営の確保に努めます。

### ① 多様な住まいの確保と住環境の整備

高齢者が心身の状態や生活状況に応じた住まいを選択できるよう、バリアフリー化の促進や住まいに関する情報提供に努めるとともに、改正住宅セーフティネット法をふまえた賃貸住宅に円滑に入居できるための環境の整備を促進します。

### ② 高齢者向け住まいの適正な運営の推進

軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者向け住まいに関する情報提供を行うとともに、入居者が安心して生活できるよう、施設の運営状況の把握や関係機関との連携を進めます。

有料老人ホームについては、老人福祉法等に基づく適正な運営の確保や情報公開を促進し、入居者の権利擁護と適切なサービス提供が図られるよう、県と連携した指導・情報共有に努めます。

高齢者向け住まいの状況

|               | 箇所 | 定員  |
|---------------|----|-----|
| 軽費老人ホーム       | 1  | 15  |
| 有料老人ホーム       | 1  | 24  |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 6  | 156 |

### ③ 一時的な住まいの確保

生活や介護環境の変化、虐待、介護者の不在などにより、一時的な住まいが必要となる高齢者に対し、高齢者自立支援短期入所事業や民間支援ハウス事業などを活用し、安心して生活できる居住の場を確保します。

## 基本目標 4 持続可能なサービス基盤の確保

### (12) 介護人材の確保・定着

めざす姿：介護人材が確保・定着し、安心して介護サービスを利用できる

高齢化の進展に伴い介護サービスの需要が増加する一方で、介護人材の不足が全国的な課題となっています。

必要な介護人材を安定的に確保するため、多様な人材の参入促進や育成を進めるとともに、働きやすい職場環境づくりや介護現場の生産性向上を図り、人材の定着につなげます。

#### ① 介護人材の確保

介護の仕事の魅力発信や就労支援、各種補助制度を活用し、多様な人材の介護分野への参入を促進します。また、基準緩和型サービス従事者養成研修など市独自の研修を実施するとともに、外国人介護人材の受入れを支援し、地域の介護を支える人材のすそ野の拡大を図ります。

#### ② 介護人材の育成・定着

介護職員の資質向上やキャリア形成を支援するとともに、介護人材確保・定着促進協議会を中心に、関係機関や介護事業所と連携し、働きやすい職場づくりの促進など、人材の定着に向けた取組を推進します。

外国人介護人材については、滋賀県が実施する受入支援や日本語研修、定着支援研修等の活用を促進するとともに、介護人材確保・定着促進協議会等を通じて受入事業所との情報共有や課題把握を行い、受入れ・定着に向けた支援に努めます。

#### ③ 介護現場の生産性の向上の推進

介護現場におけるＩＣＴや介護テクノロジーの導入を促進するとともに、業務の標準化・簡素化・電子化を進め、介護職員の業務負担軽減とサービスの質の向上を図ります。また、介護現場の業務改善を支援し、限られた人材でも質の高い介護サービスが提供できる環境づくりを進めます。

介護人材の確保・定着に関する主な取組

| 区分       | 滋賀県                                               | 甲賀市                                             |
|----------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 人材確保     | 介護職員初任者研修等の受講支援、介護の仕事の魅力発信、就職フェア・高校ワークガイダンス、再就職支援 | 初任者研修受講費補助、家賃補助、介護の魅力発信                         |
| 人材育成     | 階層別・職種別研修、介護福祉士等キャリアアップ支援、管理者・指導者研修               | 総合事業基準緩和型サービス従事者養成研修、フォローアップ研修                  |
| 定着支援     | 働きやすい職場づくり支援、職場環境改善、メンタルヘルス、ハラスメント対策              | 介護人材確保・定着促進協議会による課題共有・情報交換、各種補助制度               |
| 生産性向上    | ICT・介護ロボット導入補助、業務改善支援、生産性向上研修                     | 県補助制度の活用促進、介護サービス事業所の指定                         |
| 外国人人材    | 受入セミナー、日本語研修、受入施設職員研修、定着支援研修、資格取得支援               | 県事業の活用促進、介護人材確保・定着促進協議会での受入状況・課題の共有、受入事業所との情報交換 |
| 多様な人材の活用 | 介護助手、元気高齢者、ボランティア等の活用促進                           | 総合事業基準緩和型サービス従事者の養成・活用                          |

### (13) 医療・介護連携の推進

めざす姿：医療と介護がスムーズに連携している

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で本人の意思を尊重しながら安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携を推進します。

医療・介護関係者の連携体制の充実を図るとともに、「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場면을切れ目なく支える体制を構築します。

また、人生の最終段階における本人の意思決定を支えるACP（人生会議）の普及・啓発を進め、自分らしい暮らしを支える地域づくりを推進します。

#### ① 市民への普及啓発と相談支援

在宅医療や介護、口腔機能の維持、かかりつけ医の重要性について普及啓発を行うとともに、ACP（人生会議）やエンディングノートの活用を通じて、自らの望む医療や療養について考える機会づくりを進めます。また、地域包括支援センターや医療機関等と連携し、市民や介護者が相談しやすい体制の充実を図ります。

#### ② 在宅医療・介護連携体制の充実

医療・介護関係者や各種コーディネーターが連携し、地域における在宅医療・介護連携の推進体制を充実します。地域の医療・介護資源の把握や情報共有、相談支援、課題の抽出・検討を進めるとともに、県や関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた連携体制を構築します。

#### ③ 切れ目のない在宅医療・介護の提供

「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場면을重視し、医療・介護関係者が円滑に連携できる体制づくりを進めます。

また、研修会や多職種による意見交換、事例検討などを通じて相互理解を深め、本人・家族の意思を尊重した切れ目のない在宅療養支援を推進します。

## 医療と介護がつながり、住み慣れた地域で安心して暮らすために

### ACP（人生会議）の推進

自分らしい暮らしや、望む医療・ケアについて  
前もって考え、話し合い、共有します



- 自分の価値観や希望を大切にします
- 家族や大切な人、医療・介護の専門職と繰り返し話し合います
- エンディングノート等も活用します



### 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護が連携し、切れ目のない支援を行います



### 4つの場面を切れ目なく支えます

#### ① 入退院支援



入院前から退院後の生活を見据え、医療と介護が連携して支援します

#### ② 日常の療養支援



住み慣れた自宅での療養生活を、医療と介護が連携して支えます

#### ③ 急変時の対応



急な体調変化にも、迅速に医療と介護が連携して対応します

#### ④ 看取り



本人や家族の想いを尊重し、最期までその人らしい生活を支えます

医療・介護関係者の研修や意見交換の場を設け、相互理解を深め、連携力の向上を図ります。  
また、自立支援・重度化防止の取組（抱え上げない介護、自立排泄支援 等）を推進します。

本人・家族の思いを大切にし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちへ



#### 私たちの目指す姿

- 医療と介護がスムーズに連携している
- いつでも相談できる安心の体制がある
- 自分らしい暮らしを最期まで支えあう地域をつくります

## (14) 介護保険制度の安定運営

めざす姿：必要な介護サービスが安定的に提供されている

介護保険制度が将来にわたり持続可能な制度として機能するよう、適正な要介護認定や介護給付の適正化、サービスの質の向上に取り組めます。

また、高齢者の介護ニーズや地域の実情を踏まえたサービス基盤の確保に努めるとともに、市民へのわかりやすい情報提供や家族介護者への支援を通じて、安心して介護サービスを利用できる環境づくりを推進します。

### ① 介護サービス基盤の確保

高齢者人口や介護ニーズ、介護人材の確保状況等を踏まえ、必要な介護サービス基盤の確保を計画的に進めます。また、地域密着型サービスや在宅サービスの充実を図るとともに、共生型サービスの普及など、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の整備を推進します。

### ② 介護サービスの質の向上と給付適正化

利用者が安心して適切な介護サービスを受けられるよう、事業所への指導・助言やケアプラン点検、要介護認定の適正化、医療情報との突合・縦覧点検などを実施し、介護サービスの質の向上と介護給付の適正化を推進します。

「介護給付の適正化」の主要3事業の概要

| 項目           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要介護認定の適正化    | 介護認定調査員が実施した介護認定調査票の内容を点検するとともに、認定調査を適正に実施するための研修会を開催し、調査員の資質の向上を図り、調査技術の適正化を図ります。                                                                                                                                                                           |
| ケアプラン点検      | 国保連合会システム等より提供される各種帳票を用いて、居宅介護事業所に対しケアプラン点検を実施します。居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画等を確認し、事業所への訪問調査等により点検・指導を行います。適切なケアマネジメントの重要性の再認識を促し、介護支援専門員の資質の向上を図り、ケアプランの適正化につなげます。<br>また、住宅改修、福祉用具購入の申請時に利用者の状態確認や図面、見積書、写真等による調査点検及び完了後の状況点検（訪問調査含む）を行い、不適切な支給の未然防止を図り適正化につなげます。 |
| 医療情報の突合・縦覧点検 | 国保連合会に委託し、医療受給と介護給付を突合することで、給付日数や提供サービスの整合性を点検し、重複請求を防ぎます。また、受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況（請求明細の内容）の確認、提供サービスの整合性を点検することで適正化を図ります。                                                                                                                                     |

### ③ 利用者・家族への支援と制度の適正な運営

介護保険制度や介護サービスに関する情報提供を充実するとともに、相談・苦情への適切な対応に努めます。また、低所得者への利用支援や家族介護者への支援を推進し、必要な人が安心して介護サービスを利用できる環境づくりを進めます。

# 〔参考〕 施策項目の一覧

## 第 10 期計画の施策体系

| 基本目標                            | 基本施策                 | 施策項目                           |
|---------------------------------|----------------------|--------------------------------|
| 基本目標 1<br>認知症施策の推進（認知症施策推進計画）   | 1 認知症地域支援の推進         | ① 認知症への理解促進と本人・家族への支援          |
|                                 |                      | ② 地域で支える体制づくり                  |
|                                 |                      | ③ 認知症の人が安心して暮らせる環境づくり          |
|                                 | 2 認知症の予防、認知症ケアの推進    | ① 認知症予防の推進                     |
|                                 |                      | ② 早期発見・早期対応の推進                 |
|                                 |                      | ③ 医療・介護・福祉の連携による切れ目のない認知症ケアの推進 |
| 基本目標 2<br>健康づくり・介護予防と生きがいづくりの推進 | 3 疾病予防と健康づくりの推進      | ① 地域のつながりによる健康づくりの推進           |
|                                 |                      | ② 疾病予防の推進                      |
|                                 |                      | ③ 保健事業と介護予防の一体的な推進             |
|                                 | 4 一般高齢者の介護予防の推進      | ① 介護予防対象者の適切な把握                |
|                                 |                      | ② 介護予防普及啓発事業                   |
|                                 |                      | ③ 地域介護予防活動支援事業の推進              |
|                                 | 5 要支援者・事業対象者の介護予防の推進 | ④ 地域リハビリテーション活動支援事業の推進         |
|                                 |                      | ① 訪問型サービスの充実                   |
|                                 |                      | ② 通所型サービスの充実                   |
|                                 | 6 生きがい活動の促進          | ① 生涯学習・生涯スポーツ活動の推進             |
|                                 |                      | ② 地域交流活動の推進                    |
|                                 |                      | ③ 地域づくり活動への高齢者の参画の促進           |
| 基本目標 3<br>安心して自分らしく暮らせる地域づくり    | 7 地域包括支援センターの機能強化    | ④ 就労の促進                        |
|                                 |                      | ① 地域包括支援センターの機能充実              |
|                                 |                      | ② 地域ケア会議等の充実                   |
|                                 |                      | ③ 介護支援専門員への支援の推進               |
|                                 | 8 多様な生活課題への対応        | ④ 介護予防ケアマネジメントの推進              |
|                                 |                      | ① 地域資源の把握・コーディネート機能の充実         |
|                                 |                      | ② 支え合い活動と担い手づくりの推進             |
|                                 | 9 権利擁護と意思決定支援の推進     | ③ 生活支援サービス・事業の推進               |
|                                 |                      | ① 権利擁護支援体制の充実                  |
|                                 |                      | ② 高齢者虐待防止と権利侵害の防止              |
|                                 | 10 安全な生活の確保          | ① 災害時の支援体制の充実                  |
|                                 |                      | ② 見守り・緊急時支援体制の充実               |
|                                 |                      | ③ 防犯・消費者被害防止・交通安全の推進           |
| 基本目標 4<br>持続可能なサービス基盤の確保        | 11 多様な住まいの確保         | ④ 安全・安心に関する情報提供の充実             |
|                                 |                      | ① 多様な住まいの確保と住環境の整備             |
|                                 |                      | ② 高齢者向け住まいの適正な運営の推進            |
|                                 | 12 介護人材の確保・定着        | ③ 一時的な住まいの確保                   |
|                                 |                      | ① 介護人材の確保                      |
|                                 |                      | ② 介護人材の育成・定着                   |
|                                 | 13 医療・介護連携の推進        | ③ 介護現場の生産性の向上の推進               |
|                                 |                      | ① 市民への普及啓発と相談支援                |
|                                 |                      | ② 在宅医療・介護連携体制の充実               |
|                                 | 14 介護保険制度の安定運営       | ③ 切れ目のない在宅医療・介護の提供             |
|                                 |                      | ① 介護サービス基盤の確保                  |
|                                 |                      | ② 介護サービスの質の向上と給付適正化            |
|                                 |                      | ③ 利用者・家族への支援と制度の適正な運営          |

〔参考〕 第 9 期計画の施策体系

| 基本的方向                     | 施策                      | 施策項目                                  | 事業・取組                                                                              |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的方向 1<br>健康づくり・介護予防の推進  | (1) 健康づくりを支える環境整備       | ① 地域のつながりによる健康づくりの推進                  |                                                                                    |
|                           |                         | ② 健康を支える環境整備とその活用                     |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 保健事業と介護予防の一体的事業                     |                                                                                    |
|                           | (2) 生活習慣病の発症予防と重度化防止    | ① 健康教育                                |                                                                                    |
|                           |                         | ② 健康診査                                |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 健康相談                                |                                                                                    |
|                           | (3) 介護予防の推進             | ① 介護予防把握事業                            | ア) 非該当者把握事業<br>イ) 未利用者把握事業<br>ウ) 基本チェックリストを用いた実態把握                                 |
|                           |                         | ② 介護予防普及啓発事業                          |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 地域介護予防活動支援事業                        | ア) いきいき百歳体操普及啓発事業<br>イ) 高齢者介護予防事業費補助金交付<br>ウ) 住民主体の通いの場の充実<br>エ) 介護予防ボランティア・ポイント制度 |
|                           |                         | ④ 一般介護予防事業評価事業                        |                                                                                    |
|                           |                         | ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業                   |                                                                                    |
|                           |                         |                                       |                                                                                    |
|                           | (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実  | ① 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）                 | ア) 訪問型サービス（従前相当）<br>イ) 訪問型サービス A                                                   |
|                           |                         | ② 通所型サービス（デイサービス）                     | ア) 通所型サービス（従前相当）<br>イ) 通所型サービス A<br>ウ) 通所型サービス C（短期集中型）                            |
|                           |                         | ③ その他の多様なサービス                         |                                                                                    |
|                           |                         | ④ 介護予防支援事業（ケアマネジメント）                  |                                                                                    |
| 基本的方向 2<br>在宅生活を支えるしくみづくり | (1) 地域包括支援センターの機能強化     | ① 地域包括支援センター運営の機能充実                   |                                                                                    |
|                           |                         | ② 地域ケア会議等の活用                          |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 地域包括支援センターの委託と機能強化について              |                                                                                    |
|                           | (2) 在宅支援事業の充実           | ① 介護用品購入費助成事業                         |                                                                                    |
|                           |                         | ② 介護認定者福祉車両運賃助成事業                     |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 日常生活用具給付事業                          |                                                                                    |
|                           |                         | ④ 配食サービス事業                            |                                                                                    |
|                           |                         | ⑤ 介護激励金支給事業                           |                                                                                    |
|                           |                         | ⑥ 移動販売支援事業                            |                                                                                    |
|                           |                         | ⑦ 家庭系ごみ排出困難者支援事業                      |                                                                                    |
|                           |                         | ⑧ 家族介護者支援事業                           |                                                                                    |
|                           | (3) 在宅医療・介護連携の推進        | ① 地域の医療・介護資源の把握と課題の抽出                 |                                                                                    |
|                           |                         | ② 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進           |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 在宅医療・介護コーディネート機能の充実                 |                                                                                    |
|                           |                         | ④ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援                  |                                                                                    |
|                           |                         | ⑤ 地域住民への普及啓発                          |                                                                                    |
|                           |                         | ⑥ 医療・介護関係者の研修                         |                                                                                    |
| 基本的方向 3<br>認知症施策の推進       | (1) 認知症の予防、早期診断・早期対応の強化 | ① 認知症に関する相談窓口の周知                      |                                                                                    |
|                           |                         | ② 認知症ケアパスの活用推進                        |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 認知症を予防するための地域での取組支援                 |                                                                                    |
|                           |                         | ④ 軽度認知障害（MCI）の早期発見・早期対応               |                                                                                    |
|                           |                         | ⑤ 認知症初期集中支援チームの周知・活用                  |                                                                                    |
|                           | (2) 地域での日常生活・家族の支援の強化   | ① 認知症の人とその家族が安心して過ごせる居場所づくり           |                                                                                    |
|                           |                         | ② 地域の見守りや支え合いの体制強化                    |                                                                                    |
|                           |                         | ③ 認知症になっても安心して生活できる地域づくりのための人材育成と体制整備 |                                                                                    |

|                                     |                      |                                                                                                                                              |                                                                       |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|                                     |                      | ④ 徘徊高齢者への支援                                                                                                                                  | ア) 徘徊高齢者事前登録事業<br>イ) 認知症高齢者個人賠償責任保険事業                                 |
| 基本的<br>方向4<br>生きがい・地<br>域づくりの推<br>進 | (1) 生きがい活動への支援       | ① 生涯学習活動の推進                                                                                                                                  |                                                                       |
|                                     |                      | ② 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進                                                                                                                       |                                                                       |
|                                     |                      | ③ ともにつくりあげる居場所づくりの推進                                                                                                                         |                                                                       |
|                                     |                      | ④ 自主的活動への支援                                                                                                                                  |                                                                       |
|                                     |                      | ⑤ ボランティア活動の推進                                                                                                                                |                                                                       |
|                                     |                      | ⑥ 世代間交流                                                                                                                                      |                                                                       |
|                                     |                      | ⑦ ゆうゆう甲賀クラブ（老人クラブ）活動への支援                                                                                                                     |                                                                       |
|                                     | (2) 就労支援             | ① 就労機会の提供<br>② 雇用や人材に関する情報提供・相談支援                                                                                                            |                                                                       |
|                                     | (3) 生活支援サービスの体制整備    | ① 地域資源の把握と関係機関との連携<br>② 生活支援サービス等への参加啓発                                                                                                      |                                                                       |
|                                     |                      | ③ 地域に不足する生活支援サービスの課題の抽出と開発の支援                                                                                                                |                                                                       |
|                                     |                      | ④ 担い手（ボランティア等）の育成と活躍の場の確保                                                                                                                    |                                                                       |
|                                     |                      | ⑤ 複合的な生活課題の解決に向けた体制の整備（重層的支援体制整備）                                                                                                            |                                                                       |
|                                     |                      |                                                                                                                                              |                                                                       |
| 基本的<br>方向5<br>安全・安心な暮らしの推進          | (1) 安全な生活の支援         | ① 災害時における避難行動支援<br>② 災害時における福祉避難所指定及び協定<br>③ 高齢者等見守り支援に関する協定<br>④ 緊急通報システム事業<br>⑤ 交通安全対策の推進<br>⑥ 消費者被害の撲滅<br>⑦ 地域情報通信基盤の活用<br>⑧ 感染症対策に係る体制整備 |                                                                       |
|                                     | (2) 権利擁護の推進          | ① 高齢者虐待防止の推進                                                                                                                                 | ア) 啓発活動<br>イ) 相談窓口<br>ウ) 早期発見・早期対応<br>エ) 見守りネットワーク<br>オ) 緊急時の保護       |
|                                     |                      |                                                                                                                                              | ア) 地域福祉権利擁護事業<br>イ) 成年後見制度の利用支援<br>ウ) 成年後見センターとの連携強化<br>エ) 消費生活相談との連携 |
|                                     |                      | ② 権利擁護に関する取組                                                                                                                                 |                                                                       |
|                                     |                      |                                                                                                                                              |                                                                       |
|                                     |                      |                                                                                                                                              |                                                                       |
|                                     |                      |                                                                                                                                              |                                                                       |
|                                     | (3) 住まいの支援           | ① 高齢者向け住宅の整備                                                                                                                                 |                                                                       |
|                                     |                      | ② 高齢者向け施設の提供                                                                                                                                 | ア) 軽費老人ホーム（ケアハウス）<br>イ) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅                         |
|                                     |                      | ③ 一時的な住まいの支援                                                                                                                                 | ア) 高齢者自立支援短期入所事業<br>イ) 民間支援ハウス事業                                      |
| 基本的<br>方向6<br>介護サービスの充実             | (1) 在宅サービス・施設サービスの充実 | ① 市民への情報提供<br>② 介護保険事業者に関する苦情への対応<br>③ 介護特別給付費助成事業<br>④ サービス提供基盤の整備<br>⑤ 共生型サービスの整備                                                          |                                                                       |
|                                     | (2) 介護保険事業の安定した運営    | ① サービス事業所への指導・助言<br>② 介護支援専門員への支援                                                                                                            |                                                                       |
|                                     |                      | ③ 介護給付費等の適正化に向けた取組の推進                                                                                                                        | ア) 要介護認定の適正化<br>イ) ケアプラン点検<br>ウ) 医療情報の突合・縦覧点検                         |
|                                     |                      | ④ 低所得者への配慮                                                                                                                                   |                                                                       |
|                                     |                      | ⑤ 福祉・介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進                                                                                                                 |                                                                       |